

飼養衛生管理基準

馬編



- 発生の予防
- 早期の発見
- 迅速・的確な初動

平成29年2月

はじめに 家畜の所有者の皆様へ

畜産経営の安定と国産畜産物の安定供給を図るためにには、家畜の伝染性疾患の発生を予防するとともに、万一発生した場合には、そのまん延を防止することが極めて重要です。

このため、国や都道府県は、「家畜伝染病予防法」に基づいて、各種伝染性疾病的撲滅・清浄化、水際での輸入検疫の強化などに努めてきました。

また、家畜の所有者の皆様には、近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた農場段階での家畜防疫体制の強化をお願いしてきたところです。

これらの伝染性疾病は、世界各地で発生しており、わが国の周辺諸国においても依然として感染拡大が続いている。さらに、訪日外国人旅行者の急増に伴って、国内に病原体が持ち込まれる可能性は高まっている現状を踏まえれば、引き続き、すべての家畜の所有者が緊張感を持ってやるべきことは必ずやるという高い意識で取り組むことが重要です。

その中でも、家畜の所有者の皆様が最低限守っていただくべき衛生管理の方法を取りまとめたものが「飼養衛生管理基準」となります。この基準は、平成23年の改正から5年が経過し、その間に発生した家畜の伝染性疾患の状況や飼養変化等を踏まえ、より効果的なものとするため、今般、一部見直しを行いました。新たに盛り込まれたのは、「家畜の死体や排せつ物の適切な取扱い」（全畜種共通）及び「生肉が含まれる可能性がある飼料原料の加熱処理規定」（豚・いのしし）についてです。飼養衛生管理の徹底は、悪性の家畜伝染病の発生・まん延防止に有効ですが、その他にも一般の疾病や慢性疾患の予防、育成率や増体の向上などでも効果が得られます。

家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止は、個々の農場における取組みが基本ですが、規模の大きさにかかわらず皆様が一体となって取り組むことによってさらなる効果が發揮されます。引き続き、家畜保健衛生所と連携を密にし、飼養衛生管理の遵守の徹底をお願いします。

家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

1

自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関して、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従いましょう。

家畜保健衛生所や地域の自衛防疫協議会などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加や農林水産省のホームページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。



講習会の風景

V 衛生管理区域を設けましょう

2 自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

衛生管理区域に関する

Q&A

Q

衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A

衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には厩舎やその周辺の飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。
なお、個々の農場によって厩舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

A

通常は柵などの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。
区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

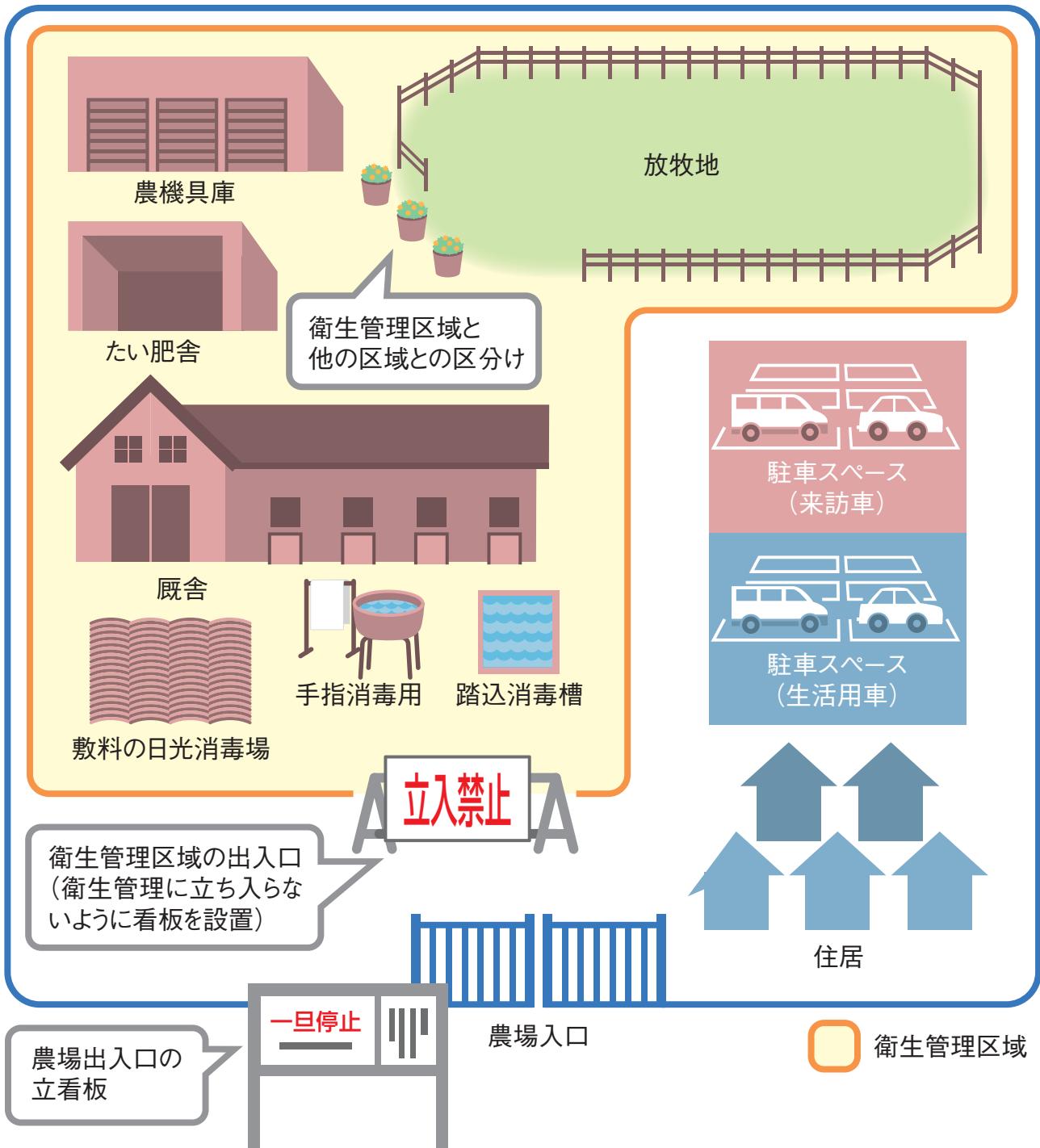
Q

厩舎のみを衛生管理区域とすることはできますか？

A

飼養管理を行う場合、作業者は厩舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、厩舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

衛生管理区域設定のイメージ



衛生管理区域と他の区域との区分例



柵による区分例と看板



柵による区分例と看板

衛生管理区域への病原体の持込みを防止しましょう

3

衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要なない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

外部から立ちに入る者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。

4

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。

5

また、厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ちに入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行わせましょう。

車両消毒装置事例



車両消毒用ゲート

衛生管理区域への
病原体の持込み防止に関する

Q&A

Q

豚や家きん飼養農場と同様に衛生管理区域専用の衣服や靴の設置及び使用を行わなくて良いのでしょうか？

A

馬飼養農場に対しては、その飼養管理の実態から、直ちに衛生管理区域専用の衣服や靴の設置及び使用を基準として設定することは困難であると考え、今回は基準としないこととしました。
しかしながら、農場の飼養衛生管理水準の向上のためにには、専用の衣服や靴を使用していただくことが望ましいと考えます。

Q

衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようにするのでしょうか？

A

車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。

Q

人や車両の立入りの際に、馬の所有者が消毒の実施状況を確認する必要がありますか？

A

自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中農場にいることが無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記帳してもらう等により確認できるようにしてください。

Q

農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人が来たときにも消毒しなければならないのですか？

A

農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。
近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思いますので、ロープ、白線やプランターなどの簡単な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようお願いします。

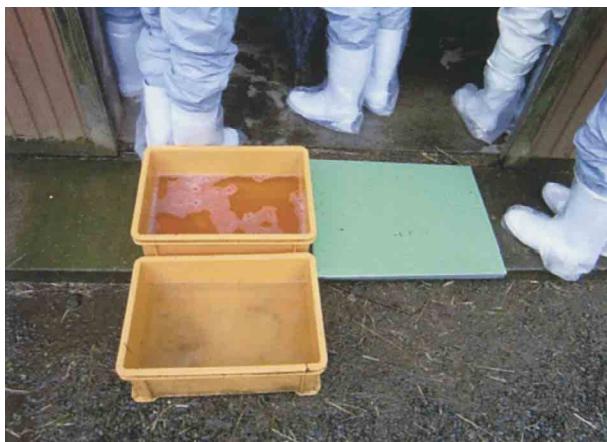
衛生管理区域への病原体の持込みを防止に関する事例



消毒用ポンプ



消石灰帯の設置



踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した長靴用消毒容器



長靴用消毒容器の車載例

野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- 6 厥舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- 7 飲用に適した水を給与しましょう。
- 8 馬が死亡した際は、処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管しましょう。



蓋のついた飼料保管庫



清潔な馬房

野生動物による病原体の 侵入防止に関する

Q&A

Q 給餌設備に野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければならないのですか？

A 給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合はこれを取り除くなどしてください。

Q 飲用に適した水とはどのようなものですか？

A 水道水、井戸水や湧き水などで外部からの異物の混入がないものが該当します。

Q 死亡した家畜（馬）が野生動物に荒らされないようにするために、どのようなことをすればよいのでしょうか。

A 死亡した家畜（馬）は処理するまでの間、シートをかぶせたり、蓋付きの専用容器に入れるなど、野生動物が接觸しないように管理しましょう。

V 衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

9

厩舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。注射針、人工授精用器具その他体液が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしましょう。

10

馬の出荷・移動により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。

※馬房とは、厩舎内的一部を柵等で囲った収容空間をいいます。



器具は馬ごとに管理

衛生管理区域の衛生状態の
確保に関する

Q&A

Q

清掃や消毒の対象となる
器具とは何ですか？

A

紙等の消毒に適さないものを除き、馬の保定用の器具、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、フォーク等）、糞を搔き出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）など厩舎内で使用するすべてのものが対象になります。

Q

定期的とはどのくらいの
間隔でしょうか？

A

衛生管理区域の衛生状態を保つためには、少なくとも月に1回～2回は実施していただくようお願いします。

Q

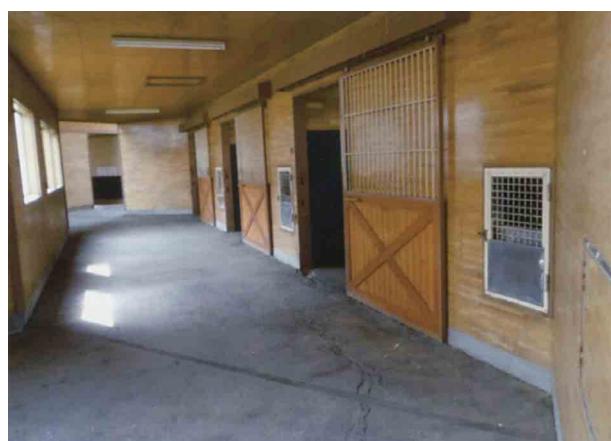
馬房等の清掃は可能でも、
隣接する房に馬がいる場合、
水洗や消毒までを行
うことは困難ではないで
しょうか？

A

隣接する馬房に馬が飼養されており、水洗や動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合には、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布してください。



糞運搬用器



手入れされた厩舎

家畜の健康観察を行いましょう

11

飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの馬の移動・出荷を行わないようにならう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。

12

毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょう。

13

他の農場等から馬を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入しならう。

導入した馬に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしならう。

14

馬を出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認しならう。また、馬の死体や排せつ物を移動させる場合には、周辺を汚さないようにしならう。

15

次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存しならう。

- ① 導入した場合には、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ② 移動・出荷した場合には、移動・出荷先、頭数、健康状況及び移動・出荷日
- ③ 飼養馬の異状の有無。異状があった場合には、症状、頭数及び月齢

家畜の健康観察の実施に関する

Q&A

Q 小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入馬と他の馬とを隔離しておくことは不可能ではないでしょうか？

A 完全な隔離が不可能な場合であっても、コンバネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

Q 市場で購入する場合など、導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいでしょう？

A 導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入馬の健康状態の事前確認等によって健康な馬を導入するようにしてください。また、導入後、一定期間（1週間程度）は他の馬との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

Q 家畜（馬）の死体や排せつ物を移動（輸送）させる場合に、周辺を汚さないようにするためにには、例えばどのようにすればよいでしょうか。

A 周辺を汚さないために、移動（輸送）に際してトラックの荷台をシートで覆う、荷台のあおりより低く積む、液状物は専用車両で運搬するなど、荷台から落ちないようにしましょう。

Q 記録は農家が自らが記入しなければならないですか？

A 人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらって構いません。その際には確実に記録してもらえるよう、張り紙などをしておきましょう。

Q 記録するべき症状とはどのようなものですか？

A 餌喰いが悪い、元気がないなどの状態があれば記入してください。

農場出入りチェック表（馬用）

1	日 時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分	
	氏 名			目 的	
	所 属	家保 飼料 獣医師 行政(県・市・町)	業者	その他()	
	石灰消毒	実 施	未実施		
	車両消毒	実 施	未実施		
	踏込消毒槽	実 施	未実施		

馬の導入及び出荷、健康観察チェック表

1	日 時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分	
	海外渡航歴	渡航者() 渡航先()	渡航期間()		
	導 入	種類() 頭数() 健康状態()	導入元()	導入日()	
	出 荷	種類() 頭数() 健康状態()	出荷先()	出荷日()	
	異状の有無		症状等		

大規模農場における追加措置

- 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- 通報ルールを作成しておきましょう

16

馬 200 頭以上の所有者（以下「馬の大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けるようにしましょう。

17

馬の大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

飼養衛生管理基準 チェックシート (馬の場合)

※記載方法：遵守している項目の□にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。

1

家畜防疫に関する最新情報の把握等(発生予防やまん延防止に関する情報の入手等)

チェック欄

自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。

- (例)
 - ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。
 - ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。
 - ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。

2

衛生管理区域の設定

- ① 衛生管理区域を設定している。

- ② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。

3

衛生管理区域への病原体の持込みの防止

- ① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。

- ② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。

- ③ 厥舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。

4

野生動物等からの病原体の侵入防止

- ① 厥舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

- ② 飼養する馬に飲用に適した水を給与している。

- ③ 馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。

5

衛生管理区域の衛生状態の確保

- ① 厥舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。

- ② 馬房が空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。

チェック欄

6 馬の健康観察と異状が確認された場合の対処

①	馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
②	毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
③	他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
④	他の農場から馬を導入した場合には、当該馬に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑤	馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑥	馬の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

7 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

①	馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
②	馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

8 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
②	伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

その他 飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。



メモ欄



メモ欄

